

ひとり親家庭等自立支援相談事業委託業務公募型プロポーザル 審査要領

ひとり親家庭等自立支援相談事業委託業務に関する企画提案書の審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる者

審査は、次の各号をすべて満たす者を対象に行います。

- (1) 別途定める「ひとり親家庭等自立支援相談事業委託業務公募型プロポーザル募集要領」（以下、「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は500点（審査委員1人あたり100点）とし、審査項目と審査項目ごとの配点は下表のとおりです。

審査項目	配点
(1) 事業内容（現状認識）	5点
(2) 事業内容（考え方）	5点
(3) 事業内容（具体的な実施方法）	50点
(4) 事業内容（9, 10年度に向けた取組）	10点
(5) 実施体制（組織体制）	5点
(6) 実施体制（人材育成）	10点
(7) 実施体制（関係機関との連携）	10点
(8) 事業経費	5点
計	100点

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

- (1) 日時 令和8年3月4日（水）10時00分～（予定）
- (2) 場所 高知県保健衛生総合庁舎1階 大会議室（高知市丸ノ内2丁目4-1）（未定）
- (3) プレゼンテーション
 - ① プレゼンテーションの時間は参加者1者20分とします。
 - ② 順番は別途お知らせします。
 - ③ プレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。
- (5) 上記（3）、（4）にかかわらず、総合得点が300点未満の場合は、候補者又は次点者として選定しません。

ひとり親家庭等自立支援相談事業委託業務 審査基準

項目	配点	審査の視点
事業内容	5点	現状認識 ・ひとり親家庭が抱えている諸課題を的確に捉えているか。
	5点	考え方 ・ひとり親家庭向けの各種支援制度について理解し、支援の在り方について問題意識を持っているか。
	50点	具体的な実施方法 ・事業の実施内容が仕様を満たしているか。 ・ひとり親家庭の支援に向けて具体的な取組があるか。 ・来談者への対応のみならず、幅広くひとり親家庭に向けて積極的に情報発信する取組があるか。
	10点	9、10年度に向けた取組 ・事業の改善・充実に向けた方策があるか。
実施体制	5点	組織体制 ・事業を円滑に遂行できる組織体制が確保されているか。 ・事業目的を遂行する資格又は能力を有する者を配置できるか。
	10点	人材育成 ・相談員の人材育成やスキルアップについての効果的な取組があるか。
	10点	関係機関との連携 ・高知家の女性しごと応援室やハローワーク等他の就労支援機関や行政機関と連携し、効果的な自立支援を実施するための体制や方策があるか。
事業経費	5点	・必要な経費の見積り金額が安価であるか。
合計点	100点	

※配点は、別添「ひとり親家庭等自立支援相談事業委託業務プロポーザル審査委員会設置要領」に定める委員1人当たりの点数